



暖かい心 広い視野 行動力 『県民ひろば号外』

もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者

守永信幸

〒870-0022

大分市大手町3-2-9

TEL 097-532-4919

FAX 097-534-6598

『初心を忘れず、 笑顔あふれる暮らしのために』

県議会議員選挙を終え、2期目の任期に入りました。

これからの人口減少社会に向けて、大分県の各地域で若者の雇用の場を増やす方策を考えていかなければなりません。私が選挙中に訴えたことの一つに第1次産業の振興とそれに続く中小企業の活性化があります。少子化対策を講じることも大切ですが、その社会的・経済的効果は、すぐには現れません。少子化対策と併せて、若者を大分県から流出させず、県外から大分県に来て頂くための雇用の場や、様々なチャンスを県内のいたるところで創っていかなければなりません。



▲麦秋を迎えた田園で施設にはトマトが実る

例えば農林水産業に従事して“生活できる環境”を創っていくことです。ここで「生活できる」というのは、「食べていける」と言うだけではなく、結婚して子どもを2人、3人と産み、育て、子どもたちの将来の夢を育てるだけの教育を受けさせ、社会に送り出すことができるようであればダメだと思っています。現状の農林水産業の経営の厳しさからすると難しいことですが、何とかしなければ農山漁村に誰も住まなくなってしまう。

次に私が訴えた課題は「障がい者差別禁止条例」の制定です。

障がい者に対する差別などしていないと思う人は多いかもしれませんが。しかし今の社会を見ると、障がいのある人が、社会で様々な障壁に阻まれ、やりたいことを諦めたり他人の手を借りることに肩身の狭い思いをしたりしているのも事実です。

障がいと言っても様々ですが、身体障がい、知的障がい、精神障がいや発達障がい、その他の心身の障がいがある人が、日常生活や社会生活を営む上での障壁を、排除するために合理的な配慮をしていこうというのが、この条例の主な趣旨です。そのためには、障がいのある人と、ない人とが、お互いのことを理解し合える場を創ることが必要でしょう。

障がいのある人に対する合理的配慮とは、障がいのある人がない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がいのある人又はその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調節を行うこと。そのために配慮する側の負担が過重になる場合、即実施は難しいでしょうが、今後の社会構造を考えると必要なことと思います。これらの合理的配慮によって、障がいのある方々が、日常生活に不自由さを感じなくなる社会は、高齢者をはじめ誰にとっても、暮らしやすい社会であると考えます。そこで、障がい者差別禁止条例を『誰もが安心して暮らせる大分県条例』と名付けようともしているわけです。



▲条例をつくる会の総会にて

この条例については、今後具体的な条例案を協議し、県民の皆さんの御意見を伺いながら、具体化していくこととなります。皆さんに、きちんと知って頂き、障がいのある子どもの家族が、「この子を残して死ねない」と不安を抱えなくても済むように社会環境を整えていかなければなりません。

他にも多くの課題がありますが、皆さんが笑顔で暮らせる大分県に向けて、『暖かい心、広い視野、行動力』をモットーに、常に初心を忘れずに取り組んで参ります。

※大分市では2014年11月1日から家庭ごみの有料回収が始まりました。『もりちゃん通信』は、読み終えたら、資源ごみの回収時にお出し下さい。

新たな任期のはじまり

4月12日に県知事選挙と県議会議員選挙が行われ、広瀬知事は4月28日から、県議会議員は4月30日から、それぞれ新たな任期に入りました。

県議会では、新たな任期を迎えた議員で議会の運営の仕方や、議会内の役職を決めるための臨時議会が、5月14日、15日に開催されました。

臨時議会の開会冒頭、広瀬知事は「県政の主役は県民であり、これからも県民中心の県政の基本に立ち、安心・活力・発展の大分県づくりを推進していく」として、①「人を大事にし、人を育てる」、②「仕事をつくり、仕事を呼び込む」、③「地域を守り、地域を活性化する」、④「発展を支える社会基盤を整備する」の4つの柱について触れながら「安心・活力・発展」を掲げて、県民の皆さんと一緒に積み上げてきた実績の上に、新たな政策を積み重ね、市町村と連携しながら、「地方創生は大分県から」という気概を持って、大分県の地方創生に取り組むことを訴えていました。

国は地方創生を強く打ち出しています。大分県もこれを機会に、これまで以上に地域振興に力を入れていかなければ、生産労働人口が減少する人口減少社会構造から抜け出すことは出来ません。しかし、今の国の施策を見ると、かつての補助金で地方を縛るような中央集権的な雰囲気を感じられます。



▲議長選挙投票の様子

表1 会派の編成状況(2015年5月15日現在)

会派名称	代表者	所属議員数
自由民主党	阿部 英仁氏	20
県民クラブ	久原 和弘氏	14
公明党	河野 成司氏	3
自由民主党	佐々木敏夫氏	2
日本共産党	堤 栄三氏	1
維新の会	桑原 宏史氏	1
無所属の会	元吉 俊博氏	1
無所属	森 誠一氏	1

▶抱負を語る広瀬知事



▲新たな議席に着いた守永

地方が工夫を凝らし、地方創生を果たすというのであれば、地方への財源移譲と地方分権をしっかりと求めて行かなければならないと思います。これらの課題は、今後議論を深めていかなければならない課題です。

また私は「県民クラブ」という会派に引き続き所属するという届け出をしました。「県民クラブ」は、社民党系の議員と民主党系の議員の14人で結成することになりました。議会における会派の編成は表1のとおりです。同一の名称で会派の届け出がされた「自由民主党」については、今後どのような決着となるのかは判りませんので、同一名称のまま記載しておきます。

さらに、常任委員会の割り振りについても初日に選出され、決定しました。

私は、常任委員会では総務企画委員会に所属することとなりました。県庁の関連部局としては、総務部と企画振興部です。総務部は全体を総括的に見る役割がありますし、企画振興部には観光・地域局もあり、地域振興を進めていく上で要となる部局です。県民の皆さんの声を受けとめ、職員の方々と議論しながら一緒に豊かな大分県づくりに邁進していく所存です。

『県民の平和な暮らしのために』

国会では、安全保障法制関連法案が議論されています。これは昨年7月1日に、安倍内閣が、現行の日本国憲法を改正せずとも、集団的自衛権を行使できると解釈を変更したことに端を発しています。そして今、集団的自衛権の行使を法律で整備するための議論がされているわけです。

昨年の集団的自衛権の行使についての安倍総理の説明では、国民の皆さんにその必要性を感じさせるために、「邦人輸送中の米輸送艦の防護」という事例を出し、母子が米輸送艦に乗っているような状況を示しました。「日本人が危機的な状況にあっても、集団的自衛権の公使ができなければ助けることができない」と主張したのです。その後、様々な方々から、現実的にあり得ない事例であるとの指摘が

されました。実は、米軍は例えばアメリカ国民であっても作戦展開中の艦船が、救出のための輸送をすることはしないのです。それでも、もし仮に米軍の艦船に邦人が保護された場合、憲法解釈を変えずとも、自衛隊法第82条で、「内閣総理大臣の承認を受けて、防衛大臣が必要な行動を自衛隊に命令できる」ようになっています。この場合の保護の対象となる船舶は、①日本籍船、②日本人が乗船する外国籍船、③日本の運航事業者が運航するか日本の積荷を輸送する外国籍船で日本国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶、などと示されています。つまり、民間の船舶の場合も含め、安倍総理が例示したようなケースであれば、安倍総理が承認すれば、自衛隊が必要な行動をとることができます。集団的自衛権の行使とは関係がありません。



▲日出生台での米軍訓練に持ちこまれる車両

この様な状態よりも、アメリカの起こす戦争に日本が巻き込まれる危険性の方が高まると思われれます。アメリカと他の国が戦闘状態になった時に、日本がアメリカの後方支援をすることによって、相手が日本を敵国と見なし、直接日本を攻撃してくる危険性の方が遙かに高くなるわけです。特に米軍の基地のある地域は、標的になりやすいと考えられますし、自衛隊の基地や駐屯地も標的となってしまいます。その様なリスクについて、安倍総理は何ら説明をしていません。

デメリットはまだあります。集団的自衛権行使を伴う日米関係の強化が、日本の抑止力を強化すると安倍総理は言っていますが、日本の抑止力の強化は相手国の軍事力の強化へとつながります。東西冷戦時代に米ソで軍拡が進んだように、日本と対峙する国とが装備を拡充することは決して好ましいことではありません。緊張が高まり、軍拡競争に陥ってしまえば、日本経済の低迷を招き、社会保障制度の拡充も進められなくなるのではないのでしょうか。集団的自衛権を行使することによるメリットとデメリットを明確に説明する義務が安倍総理にはあるはずですが。

5月20日に行われた安全保障法案に関する党首討論では、安倍総理から「ポツダム宣言をつぶさに読んだことがない」との発言があったようです。現行憲法へと旧帝国憲法が改正された際に、帝国議会では憲法改正の方針について尋ねられた幣原喜重郎国務大臣が、「大方針は申すまでもなく「ポツダム」宣言に書いてある民主主義憲法の徹底強化ということである」と答弁しています。これだけでなく、帝国議会の本会議や憲法特別委員会での議論は現行憲法誕生にまつわる様々な議論がなされており、日本国憲法のあり方を考える上で参考になると考えられますが、安倍総理にはそのような議事録にも目を通して頂きたいものです。

いずれにしても、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを護るために、吉田忠智参議院議員を始めとする国会議員の皆さんとも連携をして、きちんとした国会議論と国民への説明を求めていかなければなりません。



▲沖縄県民が反対する辺野古基地建設現場

伸ばそう地域間交流の芽

5月31日に、宮崎県の都濃市から日向市、延岡市に行ってきました。往路に道の駅『北川はゆま』に立ち寄ったのですが、朝の10時前だというのに、何台もの車が出入りしていました。

日向市の大御神社を訪れたのですが、「日向のお伊勢様」と親しまれていることや、学者の間では伊勢神宮よりも大御神社の方が先に出来たのではないかとされていることなど、再度来てみたいと思わせる話を伺いました。このようなストーリー性を持つ観光素材は、大分県にも多数あります。どのように発信していくかが、工夫のしどころと言えるでしょう。



▲賑わいを見せる「かまえインターパーク」

また、帰路に蒲江ICのすぐ近くの「かまえインターパーク」にも立ち寄りしました。3月20日にオープンした施設で、「海べの市(あまべのいち)」という直売所と「笑魚(わらいよ)」というレストランがあります。直売所は、サザエや牡蠣を焼く良い香りやお客さんで活気に溢れていました。この施設は地元の方が、他の地域から来て頂くには何をしたら良いのだろうかを考えて作った施設とのこと。トイレもきれいで、おもてなしの気持ちを大事にしている様子が伺えました。

大分県の調査によると、佐伯市内の道の駅で買い物をした方は2013年と2014年を比較すると約32%増えているとのことです。東九州自動車道がつながることに向け、様々なPRを行ってきた成果が、すでに現れたのだらうと思います。大分と宮崎が高速道路でつながり、交流も盛んに行われると思われれます。

おおいたファンを増やすためにも、来てくださった方々の思いを大切に受けとめていく姿勢を持つことが大切です。大分県では、今年3月に県観光振興条例として『おんせん県おおいた観光振興条例』を制定しました。JR九州のDESTINATIONキャンペーンも7月から始まります。県民の皆さんお一人おひとりに、おもてなしの心で観光客の皆さんを受け入れて頂くようにもお願いしている所です。東九州自動車道の開通をきっかけとして芽生えてきた地域交流の芽を大きく育てていきたいものです。



もりちゃんの足跡



▲5/3 憲法記念日講演会
川口創氏の講演を聴きました



▲5/24 津留地区クリーン作戦
大分川と裏川沿いのゴミ拾いに地域の方約400人が参加



▲6/4～総務企画委員会の県内
所管事務所調査で、県下の出先
機関や現場をお訪ねしています



▲6/8 大分
県政懇話
会で、憲
法について
の学習会に
参加

今回から、もりちゃんの足跡として、写真で取り組みの一端をご紹介します。

お知らせ

- ◇常任委員会の所属は、総務企画委員会となりました。
- ◇皆さまのご希望に応じて、各地域・職場で意見交換会を開催いたします。日程調整致しますので、ご連絡下さい。
- ◇守永後援会の総会を7月11(土)に予定しています。多くの会員の皆さまの参加をお願いします。
- ◇後援会会員を常時募集しています。年会費は3千円です。守永の活動をご支援下さる方、是非ご加入を。

(連絡先：097-532-4919 担当=後藤)

編集後記

4月の選挙戦では、皆さまのご支援を頂き、再度県議会の議席に着くことができました。ありがとうございます。

▶国会では、新たな安全保障関連法案の審議の中で、集団的自衛権に関わる閣議決定の違憲性の議論がされています。国民の声に耳を傾けるよう求めていかねばと感じます。

▶地方創生と言いながら、中央が勝手に地方を枠にはめ込んでしまわないよう気をつけねばなりません。皆さまが笑顔で暮らせる大分県をめざし、皆さまの声を県政に少しでも反映できるよう努力します。